

堺北ロータリー・クラブ基金管理規約

(前文)

この基金は、2000～2001年度に開催された堺北ロータリー・クラブ創立20周年記念事業のひとつとして創設された。

第1条 名称

この基金は、堺北ロータリー・クラブ基金（堺北RC基金）という。

第2条 目的

この基金は、国際親善と、世界平和及び地域社会の教育、文化、福祉の向上発展のための奉仕活動に、当クラブがすみやかに寄与できるように使用されることを目的とする。

第3条 管理運営

この基金の管理運営は、理事会が行う。

第4条 業務

理事会は、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (ア) 基金の充実、拡大に関する業務
- (イ) 基金の運営及びその利用に関する業務
- (ウ) その他、基金の目的に沿うために必要な業務

第5条 基金の運用及び補充

第1項 基金は、資産として保全し、その運用は、元利（金 350万円）を保証されたものに限る。

第2項 基金を補充するため、年間1万円を会員全員から会費徴収時に集める。

第3項 第2項については、理事会の決議により、一時中止することが出来る。

第6条 基金の利用

第1項 理事会は、次の支出について決議し、担当委員会に活動業務を委託する事が出来る。

1. 特別な記念行事などのため、単年度の業務活動費を超過する事業への支出、あるいは単年度で終了しない事業への支出。
2. 緊急に必要な奉仕活動への支出

第2項 理事会は、緊急かつ必要と認められたクラブ運営費の支出について決議できる。

(但し、基金の元金を下回って支出した場合は、寄付金等によって補充する。)

第7条 会計

この基金の会計年度は、毎年7月1日より、翌年6月30日までとし、年一回の会計報告ならびに事業広告を行う。

第8条 会計担当

この基金の会計は、会長監督の下に、クラブ会計が兼務する。

第9条 改正

この規約は、会員総会において、出席会員の過半数以上の賛成によって改正することができる。

(附則)

この規約は、理事会の決議を経て、2000年12月1日（平成12年）より実施する。

(達成基準)

第1回達成者	累計額10万円
第2回達成者	〃 15万円
第3回達成者	〃 20万円
第4回達成者	〃 25万円
第5回達成者	〃 30万円
第6回達成者	〃 35万円
第7回達成者	〃 40万円
第8回達成者	〃 45万円
第9回達成者	〃 50万円
第10回達成者	〃 55万円

(以下5万円ずつ名称変更)

(堺北ロータリー・クラブ基金管理規約)

1. 2000年12月 1日制定
2. 2010年 8月 6日改正
3. 2011年 8月 5日改正
4. 2021年 3月26日改正